

## 農業大学校及び花きセンター清掃業務委託契約書

岩手県（以下「発注者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）とは、農業大学校及び花きセンターの清掃業務の実施を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、発注者の定めた別紙清掃業務委託仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

第2条 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 委託料は、年額 \_\_\_\_\_ 円とする。

（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 \_\_\_\_\_ 円）

2 発注者は、前項の委託料を毎月の業務完了後、月額 \_\_\_\_\_ 円ずつ支払う。

3 契約期間が途中解除により1年未満となった場合は月割り計算とし、その期間が1月未満となった場合は、日割り計算により委託料を支払う。

第4条 契約保証金は \_\_\_\_\_ 円（または免除）（注1）とする。

（注1） 入札説明書の契約に関する事項による。

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の仕様書等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

第7条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要と認められる場合は履行期間を延長しなければならない。この場合においてその履行延期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者は委託料について必要と認められる変更を行うとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

第8条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、発注者が負担する。

第9条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

第10条 受注者は、毎年の委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の

名簿（様式1）を発注者に提出しなければならない。提出後、異動があった場合も同様とする。

- 2 発注者は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者については、その理由を明示して従事者の交代を求めることができる。

第11条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式2）を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

第12条 受注者は、前条第2項（前条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、清掃業務委託料請求書（様式3）を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年2.5パーセント（注2）の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセント（注3）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（注2） 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

（注3） 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第14条 発注者は、受注者が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第18条 発注者は、第15条第1項及び第16条第1項に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第19条 発注者は、第15条第1項及び第16条第1項によりこの契約を解除した場合において、第17条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

第21条 受注者は、第15条第1項各号及び第16条第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率 2.5 パーセント（注4）の割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（注4） 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第 22 条 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

第 23 条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 24 条 受注者は、発注者の許可又は承諾を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 発注者は、受注者に対して委託業務に必要な用水、給湯、電気及びガスを無料で提供するものとする。但し、受注者はその使用にあたっては節約に努めるなど効率的な使用に努めなければならない。

3 受注者は、委託業務の実施にあたっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 25 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

発注者 岩手県  
契約担当者  
岩手県立農業大学校長

受注者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_